

# 第3章 計画の推進のために

## 1 計画の推進体制と進行管理

### (1) 地域福祉を推進する区民主体の委員会

推進委員会は、公募区民、学識経験者等で構成されています。この推進委員会には、専門的事項を検討する「福祉のまちづくり部会」および「権利擁護部会」を設置しています。

本計画の策定にあたっては、計画に盛り込むべき施策の方向性などについて意見を取りまとめ、令和元年9月に区長へ報告を行いました。

計画策定後は、計画の取組状況の点検や評価などを行います。

### (2) 地域福祉を推進する庁内の委員会

本計画の実施にあたり、全庁的な体制のもとに取組を進めることを目的として、庁内に検討委員会を設置しています。この委員会は、福祉部長を委員長とし、本計画の事業に関連する組織の部課長で構成します。

委員会では、各施策の推進、事業の実施にあたり、定期的実施状況の把握、点検を行い、その結果をその後の事業の実施や計画の見直しに反映させます。

## 2 社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との連携

練馬区社会福祉協議会では、令和2年度を始期とする「第5次地域福祉活動計画」において、地域福祉コーディネーターと地域福祉協働推進員（ネリーズ）に加え、地域の課題にいち早く気づき、何とかしたいと行動するキーパーソンとも協働して、地域づくりを進めていくこととしています。

これは、社会福祉協議会が「ひとりの不幸も見逃さない～つながりのある地域をつくる～」を理念として、地域福祉推進に向け取り組んできたこれまでの実績を踏まえ、地域活動団体や住民とともに、更につながりのある地域を目指すものです。

区は、本計画をより効果的なものとするため、社会福祉協議会の地域福祉活動計画との連携を図りながら、取組を進めます。

